

国際協定の締結等に伴う 漁業離職者に関する臨時措置法の 改正について（報告）

令和4年11月28日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 山川 隆一 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用対策基本問題部会
部会長 守島 基博

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の改正について（報告）

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の改正について労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において審議した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を5年間延長することが必要であると認める。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者 に関する臨時措置法関係

(第102回職業安定分科会雇用対策基本問題部会資料)

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の概要

1. 目的

漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情に鑑み、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もって漁業離職者の職業及び生活の安定に資すること。

2. 経緯

昭和52年に2年間の時限立法（議員提出）として成立し、以後、昭和54年に4年、昭和58年、昭和63年、平成5年、平成10年、平成15年、平成20年、平成25年及び平成30年にそれぞれ5年、有効期限の延長を行っている。

3. 施策の概要

- ① 漁業離職者求職手帳の発給及び就職指導の実施
- ② 職業転換給付金の支給
- ③ 職業訓練の実施 等

4. 法の有効期限

令和5年6月30日

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づく対策（厚労省）

漁業協定に基づく規制の強化
漁業交渉による漁獲割当の変動等

漁業離職者の発生

国交省による支援

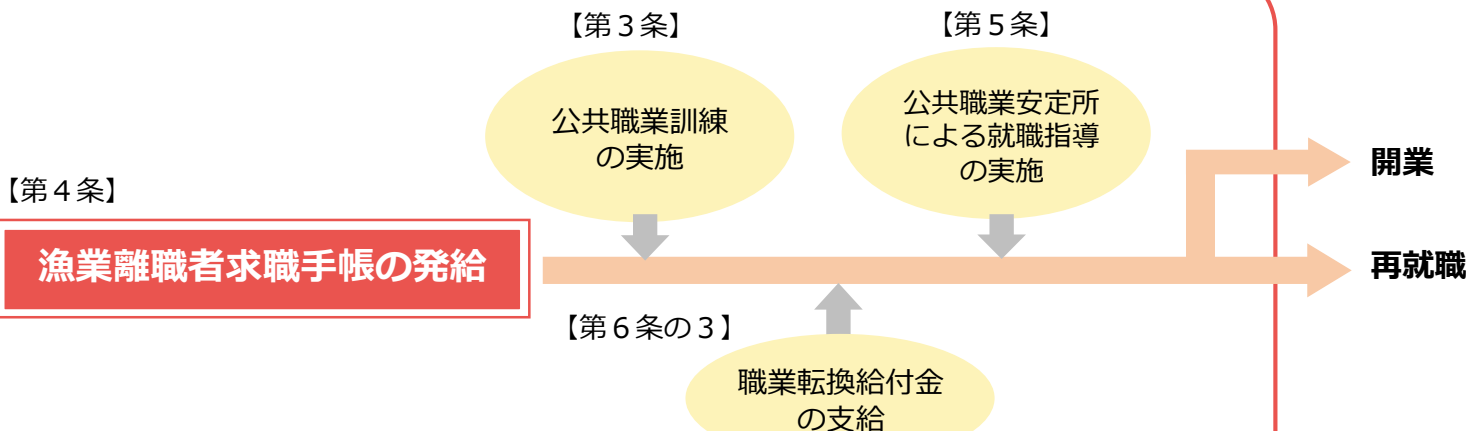
離職者が船員となろうとする場合、法第6条の2の特例規定に基づき、国土交通省（地方運輸局）において、

- ・ 職業訓練に係る特別の措置
- ・ 漁業離職者求職手帳の発給
- ・ 就職指導及び就職促進手当等の給付金の支給（※）

を実施している。

（※）給付金の内容は厚生労働省（公共職業安定所）による支援とほぼ同様。

漁業離職者に対する支援



求職者に対する職業転換給付金

- **就職促進手当**（求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金）
- **訓練手当**（訓練受講期間に支給される給付金）
- **求職活動支援費**（広範囲の地域にわたる求職活動等に要する費用に充てるための給付金）
- **移転費**（就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金）
- **就業支度金**（公共職業安定所の紹介による就職の促進又は事業開始に要する費用に充てるための給付金）

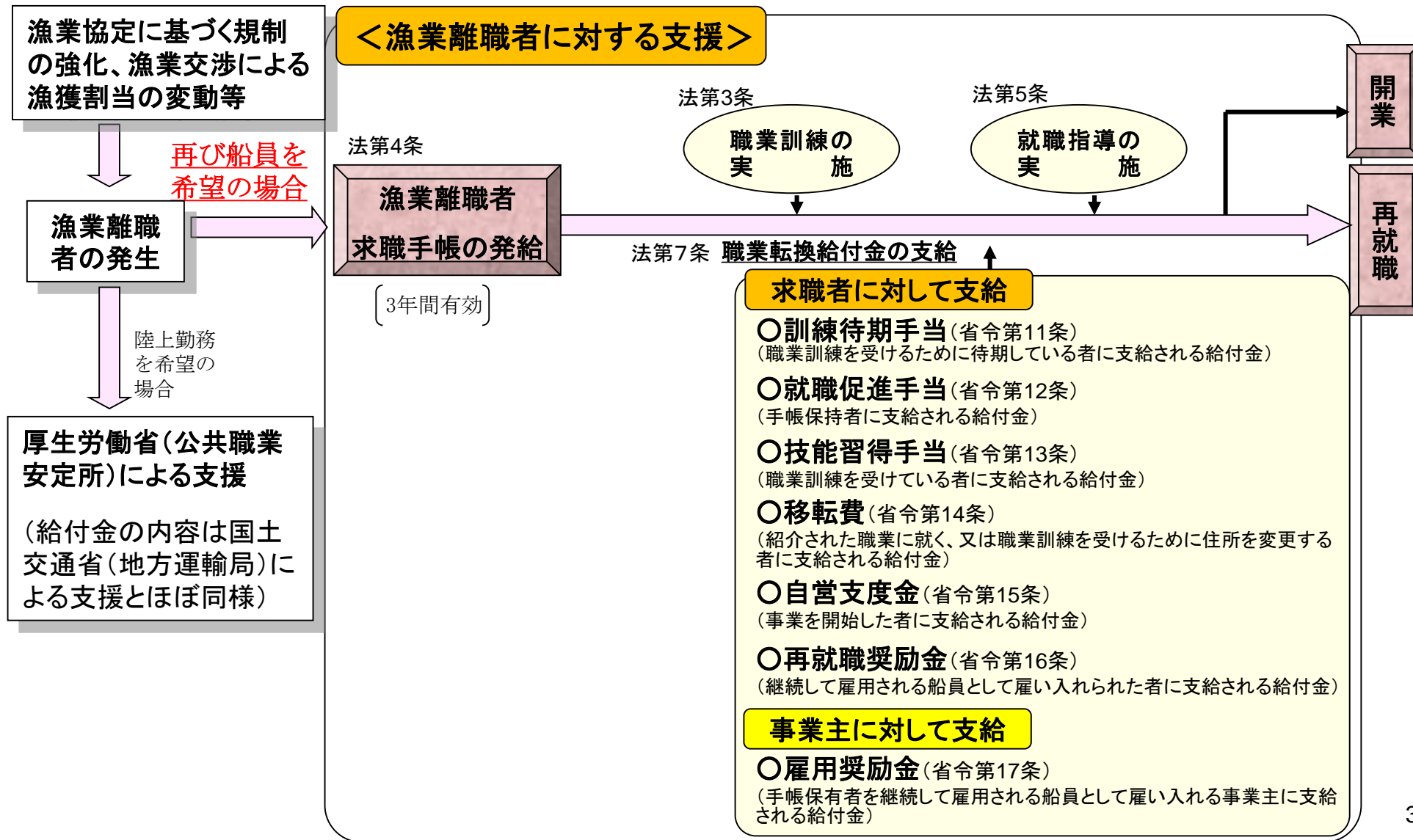
事業主に対する職業転換給付金

- **職場適応訓練費**（作業環境への適応を促進するための給付金）
- **特定求職者雇用開発助成金**（就職困難者の雇い入れを促進するための給付金）

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づく対策（国交省）

法：国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）

省令：船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和52年運輸省令第39号）



特定漁業離職者求職手帳（漁臨法関係）発給状況等

- 近年、各国際協定において大規模な規制措置が実施されなかったため、漁業離職者は発生していない。
※ 平成28年には、ロシア政府によるさけ・ます流し網漁業の全面禁止に伴い、39隻の減船及び17人の漁業離職者が発生。
- このため、直近の5年度（平成29年度～令和3年度）については、職業転換給付金の支給実績はない（※）。
（※）毎月勤労統計調査の事案に伴う追加給付額は含めていない（令和元年度～令和3年度）。
（参考）国土交通省が支給する職業転換給付金については、平成29年度に8,922千円、平成30年度に12千円の実績がある。

年度	公共職業安定所における状況			地方運輸局等における状況		
	発給件数	年度末所持件数	就職件数	発給件数	年度末所持件数	就職件数
平成29年度	0	0	0	0	5	4
平成30年度	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0
累計 （昭和53年1月 ～令和4年3月）	1,424	-	918	14,435	-	6,989

（注）年度末所持者数については、運輸局からの移管受、運輸局への移管発を反映した数値。

今後の国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法について

次の点に鑑み、今後とも引き続き国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づく特別の措置を講ずる必要性について、どう考えるか。

1 我が国の漁業をめぐる国際環境については、今後、

- ① かつお・まぐろ類の地域漁業管理機関において、沿岸国と遠洋漁業国の間での漁獲枠の配分の抜本的な見直しを求める議論が活発化しており、我が国遠洋漁船の主要漁獲対象種の割当量の大幅な削減等を余儀なくされる可能性が生じている。
- ② ロシア連邦政府等の二国間協定の相手国政府による規制の強化等により、すでに漁臨法に基づく特別の措置が講じられている沖合底びき網漁業やたら等はえ縄漁業を含め、協定に基づき入漁する我が国漁業者への影響が懸念される。

今後こうした資源の状況等による国際的な資源管理措置の強化、入漁相手国政府による規制強化等、様々な国際環境の影響を受ける可能性があり、結果として、我が国漁業者の操業機会が失われ、離職者が発生する可能性がある。

2 漁業離職者は船上という特殊な勤務形態で長期間従事しているほか、技能が特殊で他の職種には応用出来ないものであるため、離職を余儀なくされた場合には、他の職種への転換が必要となる可能性が高く、再就職が困難となるおそれがある。

参考資料



主要な国際条約等の概要

国際条約等	条約等の概要	関係漁業
大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約 略称 ICCAT 署名 昭41.5.14 発効 昭44.3.21	条約に基づき設置される大西洋まぐろ類保存国際委員会での協議を経て、地中海を含む大西洋におけるかつお・まぐろ類の漁獲量規制等の保存管理措置を決定すること。	まぐろはえ縄漁業
みなみまぐろの保存のための条約 略称 CCSBT 署名 平5.5.10 発効 平6.5.20	条約に基づき設置されるみなみまぐろ保存委員会での協議を経て、みなみまぐろの総漁獲可能量及び締約国に対する漁獲割当量等を決定すること。	まぐろはえ縄漁業
全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約（全米熱帯まぐろ類条約） 略称 IATTC 署名 昭24.5.31 発効 昭25.3.3 加盟 昭45.7.1	条約に基づき設置される全米熱帯まぐろ類委員会での協議を経て、東太平洋におけるきはだ・かつおの漁獲規制等、かつお・まぐろ類の保存管理措置を決定すること。	まぐろはえ縄漁業
インド洋まぐろ類委員会設置協定 略称 IOTC 発効 平8.3.27	インド洋まぐろ類委員会を設置し、インド洋におけるかつお・まぐろ類の保存及び最適利用の促進を図ること。	まぐろはえ縄・まき網漁業
中西部太平洋まぐろ類条約 略称 WCPFC 署名 平12.9.5 発効 平16.6.19 加盟 平17.7.8	条約に基づき設置される中西部太平洋まぐろ類委員会での協議を経て、中西部太平洋におけるかつお・まぐろ類の漁獲規制等の保存管理措置を決定すること。	まぐろはえ縄・まき網漁業

国際条約等	条約等の概要	関係漁業
<p>漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定</p> <p>略称 日中漁業協定 署名 平 9.11.11 発効 平 12. 6. 1</p>	<p>日中双方の漁船の相手国排他的経済水域における漁獲割当量等の操業条件は、協定に基づき設置される日中漁業共同委員会での協議後、各国政府が決定すること。 東シナ海に暫定措置水域を設定し、同委員会での協議を通じて、適切な管理を行うこと等。</p>	<p>以西底びき網漁業 大中型まき網漁業等</p>
<p>漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定</p> <p>略称 日韓漁業協定 署名 平 10.11.28 発効 平 11. 1.22</p>	<p>日韓双方の漁船の相手国排他的経済水域における漁獲割当量等の操業条件は、協定に基づき設置される日韓漁業共同委員会での協議後、各国政府が決定すること。 日本海と東シナ海に暫定水域を設定し、同委員会での協議を通じて、適切な管理を行うこと等。</p>	<p>以西底びき網漁業 沖合底びき網漁業 大中型まき網漁業等</p>
<p>漁業に関する日本国政府とニュー・ジーランド政府との間の協定</p> <p>略称 日-NZ漁業協定 署名 昭 53. 9.1 発効 昭 53. 9.1 失効 平 9. 9.30</p>	<p>NZ排他的経済水域における操業隻数等について、毎年NZ政府が我が国に対し通報すること等</p>	<p>遠洋底びき網漁業 いか釣り漁業</p>
<p>漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定</p> <p>略称 日ソ漁業協力協定 署名 昭 60.5.12 発効 昭 60.5.13</p>	<p>ロシア系さけ・ます（湖河性魚種）の我が国による漁獲は、協定に基づき設置される日ソ漁業合同委員会での協議を経て、両政府間で合意される条件に従って行われること等。</p>	<p>さけ・ます漁業</p>
<p>日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定</p> <p>略称 日ソ地先沖合漁業協定 署名 昭 59.12. 7 発効 昭 59.12.14</p>	<p>日ロ双方の漁船の200海里水域における漁獲割当量等操業条件は、協定に基づき設置される日ロ漁業委員会での協議の後、資源状態、自国の漁獲能力等の関連要因を考慮の上、各国政府が決定すること等。</p>	<p>沖合底びき網漁業 たら等はえ縄漁業 さんま漁業 いか釣り漁業 大中型まき網漁業等</p>

国際条約等	条約等の概要	関係漁業
<p>中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約</p> <p>略称 ベ公海漁業条約 署名 平 6. 8.4 発効 平 7.12.8</p>	<p>ベーリング公海におけるすけとうだら資源の漁獲可能水準及び国別割当量を設定すること。</p>	<p>遠洋底びき網漁業</p>
<p>第46回国連総会決議（平成3年12月21日）</p>	<p>第46回国連総会において、公海大規模流し網漁業について以下の措置等が決議された。</p> <p>(1) 1992年6月までに漁獲努力量を半減すること。</p> <p>(2) 1992年12月までに停止すること</p> <p>これを受け、平成5年度から平成7年度において、いか流し網漁業を停止するとともに、かじき等流し網漁業について、公海における操業を停止し、我が国排他的経済水域内のみの漁業として再編</p>	<p>いか流し網漁業 かじき等流し網漁業</p>

特定漁業一覧表

令和4年10月30日

- 1 沖合底びき網漁業
- 2 以西底びき網漁業
- 3 遠洋底びき網漁業のうち、①北方トロール、②転換トロール、③北転船
- 4 遠洋底びき網漁業のうちニュージーランドの地先沖合において操業するもの
- 5 北洋はえ縄・さし網漁業【※】
- 6 遠洋かつお・まぐろ漁業（改正前の旧指定漁業政令第一項第十号に掲げる漁業をいう。）のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするもの
- 7 中型さけ・ます流し網漁業
- 8 遠洋かつお・まぐろ漁業（旧指定漁業政令第一項第八号に掲げる漁業をいう。）のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするもの
- 9 近海かつお・まぐろ漁業（旧指定漁業政令第一項第九号に掲げる漁業をいう。）のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするもの
- 10 小型さけ・ます流し網漁業
- 11 ニュージーランドいか釣り漁業
- 12 いか流し網漁業【※】
- 13 日本海さけ・ますはえ縄漁業【※】
- 14 たら等はえ縄漁業
- 15 たら等はえ縄漁業（すけとうだらをとることを目的とする漁業を除く。）
- 16 かじき等流し網漁業

【※】 5、12、13については、現在禁止されている。

※ 特定漁業については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令で定めている

最近の漁業交渉のスケジュールについて

令和4年11月時点版

年	月	交渉等の名称	概要
令和4年	4	日ロ漁業合同委員会	ロシア系さけ・ますに係る我が国漁船の操業条件等について協議
	5	IOTC（インド洋まぐろ類委員会）年次会合	インド洋におけるかつお・まぐろ類の資源管理（漁船の管理方法等）について議論
	8	IATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）年次会合	東部太平洋におけるかつお・まぐろ類の資源管理（各国の漁獲割当量、漁船の管理方法等）について議論
	10	CCSBT（みなみまぐろ保存委員会）年次会合	みなみまぐろの資源管理（各国の漁獲割当量、漁船の管理方法等）について議論
	11	ICCAT（大西洋まぐろ類保存国際委員会）年次会合	大西洋におけるかつお・まぐろ類の資源管理（各国の漁獲割当量、漁船の管理方法等）について議論
	12	WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）年次会合	中西部太平洋におけるかつお・まぐろ類の資源管理（各国の漁獲割当量、漁船の管理方法等）について議論
	未定	「北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定」に基づく日ロ政府間協議	北方四島周辺水域における日本漁船の操業条件等について協議
	未定	日ロ漁業委員会	日ロ双方の200海里水域における両国漁船の操業条件等について協議
令和5年	未定	日ロ漁業合同委員会等	ロシア系さけ・ますに係る我が国漁船の操業条件等について協議

特定漁業労働者数

令和4年11月1日現在

号数	特定漁業名	漁船数（隻）	労働者数（人）
1	沖合底びき網漁業	14	約250
2	以西底びき網漁業	8	約100
3	遠洋底びき網漁業のうち ①北方トロール、②転換トロール、③北転船	3	約100
4	遠洋底びき網漁業のうちニュージーランドの地先沖合 で操業するもの	-	-
6, 8	遠洋かつお・まぐろ漁業 (浮きはえ縄によりまぐろ等をとるもの)	167	約1,000
7	中型さけ・ます流し網漁業	-	-
9	近海かつお・まぐろ漁業 (浮きはえ縄によりまぐろ等をとるもの)	219	約650
10	小型さけ・ます流し網漁業	19	約120
11	ニュージーランドいか釣り漁業	-	-
14, 15	たら等はえ縄漁業	14	約140
16	かじき等流し網漁業	-	-
合 計		444	約2,360